

◎佐賀県条例第28号

佐賀県交通安全の確保に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県交通安全の確保に関する条例（平成13年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、 <u>高齢社会の到来など交通を取り巻く環境が変化する中で、本県においては死亡事故が全国に比して高い頻度で発生するなど交通事故が多発することにより、大きな社会的損失が生じている状況にかんがみ、県、市町その他交通安全に携わる団体が交通安全に関する教育及び普及啓発活動を連携して進めるとともに、県民一人一人が交通安全意識を徹底することにより、県民、とりわけ日常生活又は社会生活を送るうえで様々な制約を受ける高齢者、子ども、障害者等（以下「高齢者等」という。）の交通安全を確保し、もってすべての県民が安全で安心して共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、 <u>高齢化の進行など交通を取り巻く環境が変化する中で、本県においては死亡事故が全国に比して高い頻度で発生するなど交通事故が多発することにより、大きな社会的損失が生じている状況に鑑み、県、市町その他交通安全に携わる団体が交通安全に関する教育及び普及啓発活動を連携して進めるとともに、県民一人一人が<u>交通事故の防止を自らの課題と認識して交通安全意識を徹底し、自発的に交通事故の防止に配慮した行動をとることにより、県民、とりわけ日常生活又は社会生活を送るうえで様々な制約を受ける高齢者、子ども、障害者等（以下「高齢者等」という。）の交通安全を確保し、もって全ての県民が安全で安心して共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></u>
(県民の責務) 第4条 県民は、 <u>自らの交通安全に配慮した行動が、交通事故を防止することを認識し、交通安全意識の徹底に努めなければならない。</u>	(県民の責務) 第4条 県民は、 <u>自ら交通安全に配慮した行動をとることにより交通事故を防止することを一人一人の課題と認識し、交通安全意識の徹底に努めなければならない。</u>
(自動車の運転者等の責務) 第5条 自動車及び原動機付自転車の運転者は、歩行者、とりわけ高齢者等が安全に通行することができるよう努めなければならない。	(自動車の運転者等の責務) 第5条 自動車及び原動機付自転車（次項において「自動車等」という。）の運転者は、 <u>交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者、とりわけ高齢者等が安全に通行することができるよう、歩行者の保護に努めなければならない。</u>
2　自転車を利用する者は、歩行者、とりわけ高齢者等が安全に通	

改正前	改正後
<p>行することができるよう自転車の安全な利用に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その事業の用に供する自動車の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、交通安全教育その他交通安全の確保に関して必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 事業者は、その事業の用に供する自動車等の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、交通安全教育その他交通安全の確保に関して必要な措置を講じなければならない。 <u>(自転車の運転者の責務)</u></p> <p>第6条 自転車の運転者は、自転車が車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。次条第1項において同じ。）であることを認識し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者、とりわけ高齢者等が安全に通行することができるよう、歩行者の保護に努めなければならない。</p> <p>2 自転車の運転者は、かさをさし、安全な運転に必要な交通に関する音若しくは声が聞こえないような状態でラジオ等を聞き、携帯電話用装置を手で保持して操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら運転する等の行為が交通安全に関する法令で禁止されていることを認識するとともに、交通事故の防止に配慮した運転をするよう努めなければならない。 <u>(歩行者の責務)</u></p> <p>第7条 歩行者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、道路を通行するに当たっては、携帯電話用装置又は画像表示用装置を操作しながら歩行する等、車両への注意力が散漫となる行為により道路交通に危険を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>2 歩行者は、夜間に歩行するに当たっては、歩行者用反射材用品を着用する等、夜間における交通事故の防止に配慮した行動をとるよう努めなければならない。 <u>(自転車損害賠償保険等への加入)</u></p> <p>第8条 自転車利用者（その者が未成年者である場合にあっては、</p>

改正前	改正後
<p><u>第6条～第10条 略</u></p>	<p>その保護者。第10条において同じ。)は、自転車の交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）への加入の有無を確認するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入していないときは、これに加入するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>自転車の貸付けを業とする者（次条第2項及び第10条において「自転車貸付業者」という。）又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。</u> <u>(自転車小売業者等による情報提供等)</u></p> <p>第9条 <u>自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者等に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。</u> <u>(自転車の点検整備)</u></p> <p>第10条 <u>自転車利用者、自転車貸付業者及び自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第11条～第15条 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。